

(様式第1号)

平成23年度 第3回芦屋市社会教育委員の会議 会議録

日 時	平成23年9月13日(火) 15:00~17:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	議長 樋口 茂 副議長 牧野 君代 委員 安東 由則 委員 信岡 利英 委員 古藪 令子 委員 今泉 亜紀 委員 上月 敏子 委員 万谷 直巳
事務局	生涯学習課長 長岡 一美・生涯学習課主査 細山 由美
会議の公表	公 開
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議題

社会教育関係団体登録申請要領の改正について

阪神南地区社会教育委員協議会研修会の発表内容について

(3) 第53回全国社会教育研究大会兼平成23年度近畿地区社会教育研究大会(京都大会)の資料の配布

(4) その他

(5) 閉会

2 提出資料

- ・社会教育関係団体登録申請要領(現行)
- ・社会教育関係団体登録申請要領(改正案)
- ・阪神南地区社会教育委員協議会研修会の発表内容(案)

3 審議内容

<樋口議長>

議題 の社会教育関係団体登録申請要領の改正について事務局から説明をお願いいたします。

<事務局：細山>

（提出資料に基づき概略説明）

<安東委員>

第5号の社会教育活動報告書には、どのような活動を記載するのですか。

<事務局：細山>

活動の成果が地域社会に還元されたと期待できるものについて記載します。

<安東委員>

ホームページ上での団体紹介は原則ですか。

<事務局：細山>

現在登録されている団体については、全てホームページ上で紹介しています。

今回の変更点は、代表者氏名と電話番号を新たに掲載しようと考えている点です。

ただし個人情報になりますので、本人の同意を得られた場合に限り掲載する方向となります。

<万谷委員>

登録団体の施設使用料の減免規程はどのようになっていますか。

<事務局：細山>

芦屋市内の決められた社会教育施設等で3割減免になります。

<万谷委員>

要領に、月謝をとり活動している団体は社会教育関係登録団体ではないと記載されています。会費は基本的に団体の運営に当てるべきものでありますが、講習会等で発生する費用等については一定の考え方が必要になるのではないかと考えます。

<事務局：長岡>

講習会等で指導者に支払われている謝礼等につきましては、その講習会等の活動自体が、社会教育関係団体が主体となり行っているものなのか、それとも講師が主体となって行っているものかによって差がでてくると考えます。一見わかりにくい部分ではありますが、社会教育関係団体が主体となり活動しているものが原則であり、そのあたりについては今回改正した事業報告書等により審査すべきものと考えています。

<樋口議長>

要領1(4)については、2年ほど前に改正し追加した部分であり、民間の教室等と社会教育関係団体との違いをより明確に打ちだした部分であります。

<牧野委員>

様式1号の指導者欄は、氏名の記載だけでどのような資格を持っているかは記載不要ですか。

<事務局：細山>

氏名のみ記載していただいております。

<樋口議長>

団体の運営や活動状況を見る上で、入会の機会をどのように設けているかなどその会員募集のチラシ等から、団体の全体像が浮かんでくる場合がありますので、そのようなチラシ等を提出していただくのも方法だと思います。

<事務局：細山>

その方向で考えます。

<万谷委員>

特に新規の団体の場合は、様々な資料を提出いただくのが良いと考えます。

<牧野委員>

会員募集のチラシやイベント等のチラシなど提出いただくのが良いと思います。

<事務局：長岡>

来年度の一斉更新時の事前説明会では、申請書の変更内容等についてより詳しく説明する必要があると考えています。しかし、資料等の提出については保管されていない状況が考えられますし、要領の見直しによって仮に登録団体から外れた場合に予算的な面にも影響が出てきますし、要領の見直しを受けて団体の在り方自体を見直される団体もあるかと思しますので、来年度は、要領改正のPRの期間に当てたいと考えています。

<万谷委員>

変更後の内容で審査するのはいつからですか。

<事務局：長岡>

平成25年度からになります。

<樋口議長>

平成24年度の一斉更新の時には従来の方法で審査することになるのですか。

<事務局：長岡>

そうなります。

<牧野委員>

社会教育活動報告書は、3年分提出することになるのですか。

<事務局：細山>

前年度の活動内容について報告していただきます。

<事務局：長岡>

平成24年度の一斉更新時は従来の方法で審査することになりますが、平成25年度に限り毎年提出いただく会員名簿に加えて、教育活動報告書も提出いただく方向で考えています。

<万谷委員>

新規申込みの団体については、新様式で審査すれば良いと思います。

<事務局：長岡>

新規申込みについては新様式での審査となります。

<安東委員>

ホームページ上で申請書はどのような形で掲載されているのですか。

<事務局：長岡>

PDFで掲載されていると思いますが、要望があれば適宜メール等で様式を送付させていただくことは可能です。

<安東委員>

施設等を利用して活動している団体は全体の何割ぐらいですか。

<事務局：長岡>

部屋によっても異なりますが公民館の使用状況を見ますと5割程度だと思われま

<樋口議長>

公民館，市民センター以外にも集会所等を利用して活動している団体もあります。市民活動センターなどを利用している団体もありますし，全体としてはかなりの数になると思われます。

<信岡委員>

公的な社会教育施設については、主に社会教育登録団体が利用していることが多いと思います。

<樋口議長>

社会教育関係団体登録申請要領の改正について他にございませんか。

<信岡委員>

新様式の項目等については問題ないと考えます。

<万谷委員>

登録団体が300以上ある現状を見て、サークル的な活動団体も含んでしまっているのではないかという点と、また芦屋市の人口数からして団体数が多すぎるのではないかという点に違和感を覚えています。広く開かれた団体で主に社会教育活動をしている団体を登録対象にすべきであると思

<古藪委員>

要領改正により、登録の対象とならない団体が増えるということですか。

<事務局：長岡>

その可能性も考えられます。

<信岡委員>

一人の市民がいろんな団体に重複して入っている場合がありますので、団体数は多いですがその状況も踏まえておく必要があると考えます。

また、申請内容についても総会資料等で網羅されていればそれを添付すればよいと思いますし、ホームページ上で団体紹介をする事については、個人情報の問題はありますが、基本的には公開すべきであると考えます。参加を希望する者が新たに加わ

ることのできる団体であるという要件からして、それを拒む団体は社会教育関係団体に適さないと考えます。

<万谷委員>

同意見です。また申請書についても様式2号から4号については総会資料等で網羅されていればそれに替えてもよいと思います。

<事務局：長岡>

指定している様式以外の扱いについては、様式1号の下段に記載しております。

<樋口議長>

では、社会教育関係団体登録申請要領の改正については、改正案のとおりとさせていただきます。

続きまして 議題 の阪神南地区社会教育委員協議会研修会の発表内容の素案について事務局から説明をお願いいたします。

<事務局：細山>

(提出資料に基づき概略説明)

日時は11月24日(木)15時から17時、場所は消防庁舎3階多目的ホールです。

<樋口議長>

各市事例発表後に、意見交換等を行い西宮市社会教育委員議長の赤尾委員にコーディネートしていただく方向で考えています。

<上月委員>

パワーポイントを使用して行いたいと思っています。

<事務局：長岡>

発表内容につきましては、あくまでも案ですので適宜修正いただきまして学校側と地域側から見た意見等を入れて内容を充実させていただけたらと思っています。

<樋口議長>

スマイルねっと通信は現在3号まで発行されているのですか。

<事務局：細山>

3号まで発行しております。

<古藪委員>

今月末にスマイルねっとの幹事会がありますので、その場で意見等をいただきたいと思っています。

<樋口議長>

全体的な発表は、パワーポイントを使用しながら古藪委員から行っていただき、また学校側からの意見発表などは上月先生にも随時入ってもらいながら、お二人で発表していただければと思います。

<上月委員>

学校側からの感想としては、スマイルねっと活動を通じてたくさんの保護者や地域

の方が学校に足を運んでくださり身近に感じていただけた点，子どもたちもそのことで生き生きとしてきた点などの成果を伝えたいと思います。また，教員にも今まで以上に地域や保護者の方々と連携を密にしていけるよう活動状況などを職員会議等で随時報告するようにしております。

発表会では写真等を入れながら紹介していきたいと思っております。

1 1月8日の社会教育委員の会議のときにはお見せできるようにしておいたほうがよいでしょうか。

<樋口議長>

1 1月8日の社会教育委員の会議のときにリハーサルを行い，いろんなアドバイス等をもらう方向で良いのではないのでしょうか。

<上月委員>

発表時間はどのくらいを予定していますか。

<事務局：細山>

30分を目安にしております。

<樋口議長>

各市発表後の意見交換等のタイミングについては，コーディネーター役の赤尾委員と相談しながら決めていきたいと思っています。

<事務局：細山>

阪神南地区社会教育委員協議会の第2回役員会でそのあたりの流れについても詰めていきたいと思っておりますし，決定した内容については次回の社会教育委員の会でご報告したいと思っております。

<樋口議長>

公民館運営審議会委員の方に研修会参加の呼びかけをする方向でしたが，芦屋市の公民館運営審議会委員の参加の見通しはどうか。

<事務局：細山>

呼びかけはする方向で考えています。

<樋口議長>

その他内容についてご意見ありますでしょうか。

<万谷委員>

事業の成果を今後どのように活用していくのか問われる時期にきていると思います。今後の方向性は持つておく必要があると思います。

<事務局：細山>

9月末に行われるスマイルねっとの幹事会において，今後の引継ぎ先やその体制について話しあいたいと思っています。幹事会である程度の方向性が決まれば発表内容に盛り込んでいけるのではないかと考えています。

<万谷委員>

引き継ぐ上で事務局の役割や財政的な問題がどうしても残ると思います。

< 上月委員 >

事業の引継ぎ先の母体としては、PTAになるのか学校になるのかコミスクになるのか難しい問題があります。予算が見込めない中で同様の事業をどう継続していくのか、また精道小学校区内で深めていくことやこれを市内に広めていくことなど、課題は大変大きいと思います。少額でも予算措置を講じていただけたらと思っております。

< 樋口議長 >

全市に広めていくのは次の課題であり、当面の課題は来年度どのような形で引き継ぐかであり、それを乗り越えてこそ全市に広めていけるのではないかと考えます。継続させていくためにはまずは予算措置であります、いずれにしても長く継続していくためには、それに関わる団体等から財源を集めていくなど柔軟な考え方が必要であると考えます。

< 信岡委員 >

2年間の事業の中で、どの活動にどれだけの経費が必要だったのかなどを整理し、今後の活動にむけて具体的に示す必要があると思います。

< 牧野委員 >

予算がどのような使われ方をしたのか、その中で必要な経費がどれだけあるのかなど具体的に示していく事が必要でしょうし、各団体から財源を持ち寄ることについては、やはりなかなか難しいと思います。

< 上月委員 >

そういう意味で2年間ではまだまだ不十分だと感じます。

< 牧野委員 >

PTAや学校など人が変わっていく中で予算措置も見込めないのであれば、継続していくのは難しいと思います。

< 古藪委員 >

支出の主な内容としては、スマイルねっと通信の発行ではないですか。

< 事務局：細山 >

スマイルねっと通信にからむ役務費やボランティア募集等にかかる用紙代などの消耗品費が主となります。

< 古藪委員 >

いずれにしてもその費用をどこが出すのかなどの課題はありますし、コミスクに出ている補助金からその費用を捻出しても良いのかなど疑問に思うところはあります。これは、PTAも同様だと思います。

また、現在の状況としては、保護者もスマイルねっとの活動というよりはPTAの活動として参加している意識のほうが強く、地域活動としての意味も含んでいるという意識付けをもっと行うべきであると思っております。また地域住民ももっとボランティアに

参加し子どもたちと身近になることが必要であると感じています。

来年 2 月頃に行われる防災訓練は、自治会とも協力してスマイルねっとと絡めてや
っていこうと思っています。少しでもスマイルねっとが地域と繋がっていけるように
考えています。

<樋口議長>

現場ではコミスクや自治会など協働して行っています。地域連携を目的とする上で、
行政側も他部局と連携しながらどうバックアップできるのかなど具体的な方策を考え
るべきであると思っています。

<事務局：長岡>

どの事業においてもこれからは地域との関係性が重要になりますので、行政として
も力を入れてやっていきたいところです。

<信岡委員>

防災訓練など地域全体で取り組むようなものは、もっと行政側で連携できる部分は
あると考えます。

<樋口議長>

阪神南地区社会教育委員協議会研修会では、他市の地域連携について詳しく話をき
けるのではないかと期待しています。

<万谷委員>

スマイルねっとにしても防災事業にしても市民協働事業であるのに、行政側では連
携が取られていないという現状は市民にとって大変不幸な状況だと感じます。社会教
育の視点から防災をどう考えるかも必要であると思います。

<樋口議長>

連携事業のモデルとしてスマイルねっと事業があるわけですから、教育委員会だけ
でなく市長部局との連携も行いながらどのようにしていけばよいかなども含めて研修
会で意見交換ができればと思っています。議題 については以上で協議を終えたいと
思います。続きまして、第 5 3 回全国社会教育研究大会兼平成 2 3 年度近畿地区大会
社会教育研究大会（京都大会）の資料についてお願いします。

<事務局：細山>

京都大会参加証及び分科会利用券、日程等について説明

<樋口議長>

今後の日程についてお願いします。

<事務局：細山>

次回社会教育委員の会議は平成 23 年 11 月 8 日（火）15 時から 17 時となります。

<樋口議長>

その他何かございませんでしょうか

<安東委員>

防災について社会教育の取り組みを教えてください。

<事務局：長岡>

公民館講座の中で東日本大震災にからんだ講座を4回行う予定です。また芦屋川カレッジの講座でも取り上げておりますし、生涯学習課が行っている出前講座の中にも、防災安全課が担当している防災・減災についてのメニューがあり、市民の方からの申請に基づき講習会を行っております。

防災訓練については主に自治会等でされています。また各小学校等にある防災倉庫の管理等については防災安全課になります。

<信岡委員>

防災倉庫に入っている備蓄物について、市民にほとんど周知されていない現状をみると大変残念です。

<万谷委員>

防災訓練だけでなく広く社会教育の事業として、例えば防災減災ツアーなどにより防災倉庫を見学したり、実際に避難場所までの経路を確認するなどの体験できるものが必要だと思います。また、芦屋市の場合は山手と海側と地域によって備える災害も変わってきますので、地域を分けた体験できるような防災訓練などを市長部局の防災担当とも連携しながら行ってほしいと思います。

<事務局：長岡>

土砂災害であったり津波であったり地域によって備える災害は違ってきますので、災害時の対応などについて出前講座などを利用して広く知っていただけるようPRに努めたいと思っております。

<樋口議長>

防災における社会教育の責任の重要性を再認識できたのではないのでしょうか。では、これで第3回社会教育委員の会議を終了いたします。